

# 理事会運営規則

平成25年 6月 6日  
財団規則第2号

## (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人JP生きがい振興財団定款（以下「定款」という。）第46条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定時理事会)

第2条 定時理事会は、毎事業年度開始前に1回、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

## (招集)

第3条 理事会の招集は、定款第40条の定めによるほか、理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

## (招集通知)

第4条 理事長は、理事及び監事全員の承諾を得た場合には、定款第40条第4項に規定する書面による通知に代えて、電磁的方法により招集通知を发出することができる。

## (決議の手續)

第5条 定款第43条に規定する電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第89条に定めるものをいう。

## (関係者の出席)

第6条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

## (議事録の配布)

第7条 議長は欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

## (決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は、定款第38条に定めるところによるほか、次の事項とする。

(1) 法令に定める事項

- ア 理事の取引の承認
- イ 事業計画及び収支予算の承認
- ウ 事業報告及び決算の承認
- エ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

ア 次の規程及び規則の制定、変更及び廃止

- (ア) 理事会運営規則
- (イ) 専務理事の業務執行規程
- (ウ) 運営委員会規程
- (エ) 会員に関する規程
- (オ) 組織規程
- (カ) 財産管理運用規程
- (キ) 会計事務処理規程
- (ク) 事業運営積立資金規程
- (ケ) 情報公開規程
- (コ) 個人情報保護規程
- (サ) その他必要な規程及び規則

イ 理事長及び専務理事の選任・解任

ウ 理事の責任の免除及び責任限定契約の締結

エ 基本財産の処分又は除外

オ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

ア 事業の契約の締結、解除、変更

イ 事業に関しての争訟の処理

ウ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第9条 理事が定款第35条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を開示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項の事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものと

する。

(責任の免除)

- 第10条 理事会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第198条において準用する第111条第1項の役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 前項に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。
  - 3 第1項の規定に基づき、役員等の賠償責任を免除する旨の決議を行ったとき理事長は、遅滞なく一般法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、3箇月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
  - 4 総評議員の議決権の3分の1以上の議決権を有する評議員が3箇月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をしてはならない。

(責任限定契約)

- 第11条 理事会は外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(事務)

- 第12条 理事会の事務は、事務局長がこれに当たる。

(改正)

- 第13条 この規則の改正は理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。